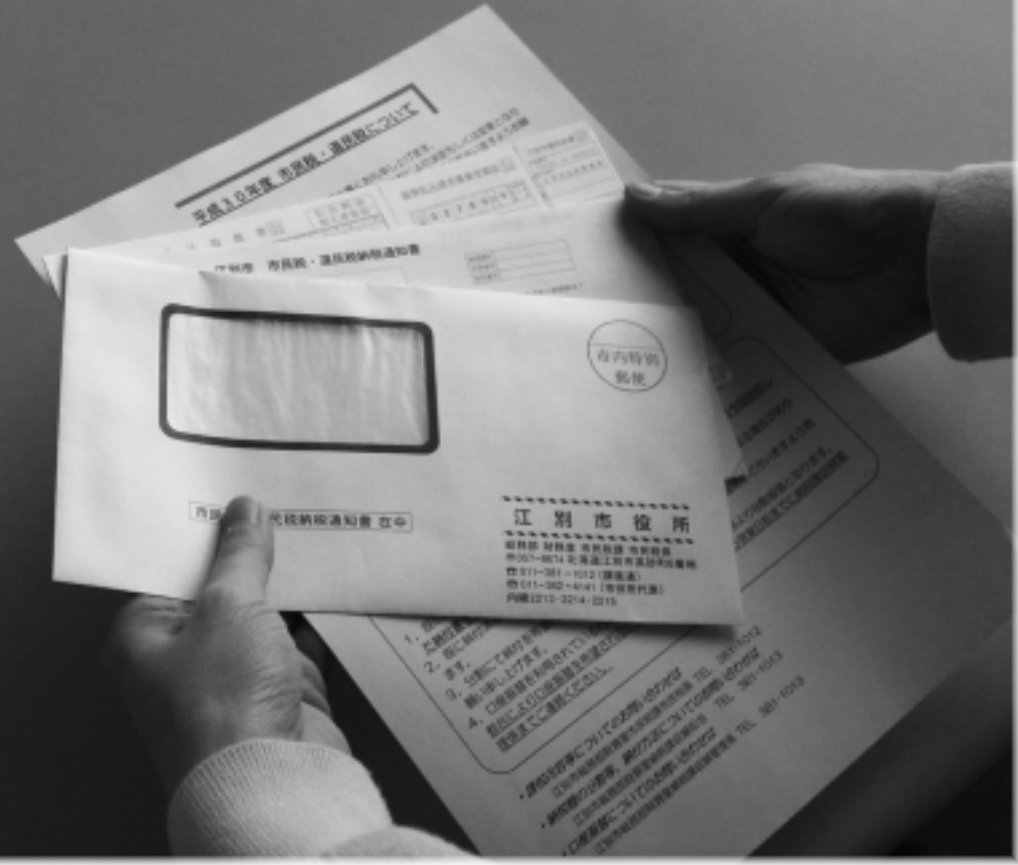


納税などの通知書をお送りします

5月から6月にかけて、納税(納入)通知書をお送りします。今月号の広報では、皆さんにご負担いただいている税についてお知らせします。



市民税・道民税

毎年1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得を超える方は、所得額に応じて課税されます(課税されない方は左表*1を参照)。

▼税額の算出方法

【均等割額】

5千円(市民税3500円、道民税1500円)
 ※平成26年度から平成35年度までの間、防災に必要な財源を確保するため千円(市民税500円、道民税500円)が加算されます。

【所得割額】

課税標準額(総所得金額 - 所得控除金額) × 税率(10%) - 税額控除額
 ※土地・建物の譲渡所得など所得の種類によっては、計算方法が異なります。

▼納入方法

給与所得の方は、原則6月から翌年5月までの毎月、給与から天引きされます(特別徴収)。
 事業を営む方などは7月2日(月)、8月31日(金)、10月31日(水)、翌年1月31日(木)の年4回、直接個人で納めます(普通徴収)。

年収収入のある方は、年齢や年金額などにより、普通徴収または年金からの天引きとなります(選択制ではありません)。
 また、昨年の4月3日から今年の4月2日までに65歳になった方は、年度の途中です年金からの天引きが始まりますので、それまでは普通徴収となります。

※給与と年金など、複数の収入がある方は、各収入ごとに納入方法が異なる場合があります。
 【詳細】市民税課市民税係
 ☎ 381・1012

平成30年度 通知書発送予定日

固定資産税・都市計画税	… 5月11日(金)
市民税・道民税(特別徴収)	… 5月11日(金)
市民税・道民税(普通徴収・年金からの天引き)	… 6月11日(月)
軽自動車税	… 5月11日(金)
国民健康保険税	… 6月11日(月)
介護保険料	… 6月11日(月)
後期高齢者医療保険料	… 6月11日(月)

*1 市民税・道民税が課税されない方

均等割も所得割もかからない場合

- ① 未成年の方、障がいのある方、寡婦または寡夫に該当する方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ② 扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が35万円以下の方
- ③ 扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が{(本人+扶養人数)×35万円+21万円}以下の方
- ④ 生活保護法によって生活扶助を受けている方

所得割がかからない場合

- ① 扶養親族がいない方で、前年の総所得金額等が35万円以下の方
- ② 扶養親族がいる方で、前年の総所得金額等が{(本人+扶養人数)×35万円+32万円}以下の方

※扶養親族の人数には、16歳未満の年少扶養親族を含みます。

市税は納期内に 納めましょう

ご理解、ご協力をお願いします

市税は、皆さんが安心して暮らせるよう、教育や福祉などのサービスを提供するための大切な財源です。納期限までに納められない場合は「滞納」となり、延滞金も発生します。忘れずに納めましょう。

滞納すると？

定められた納期限までに納付がない方には督促状を発送します。その後も納付がない場合は、納付案内コールセンターから電話による呼びかけを行うほか、催告書なども送付します。

滞納処分

督促状や催告書を発送した後も未納が続く方には、強制的に滞納している税を徴収する「滞納処分」を行う場合があります。滞納処分は、債権（預貯金・給与・生命保険など）のほか、不動産や動産（自動車など）の財産も対象となります。

相談はお早めに

今月から税目ごとに平成30年度の通知書が発送されます。やむを得ない事情で期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

市税を公平に負担していただくため、市税滞納の解消と防止に向け取り組んでまいりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

納税の猶予制度

● 徴収の猶予

災害や病気、事業の廃止などの理由により、市税を一時に納付できないと認められる場合。

● 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある場合。

詳細は、納税課にお問い合わせください。

〔詳細〕 納税課 ☎ 381-1013

インターネット公売のお知らせ

インターネット公売は、差し押さえた不動産や動産（自動車など）を、インターネットを使って売却する手続きです。インターネット公売で落札された物件の買受代金は、滞納税金に充てられます。

インターネット公売の開催状況など、詳細は市ホームページのくらしの情報から税金のページに進み、インターネット公売のページをご覧ください。



固定資産税・都市計画税

毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産（事業用の機械・器具・備品など）を所有していて、左記の台帳に登録または登録されている

- 土地
- 登記簿
- 土地補充課税台帳
- 家屋
- 登記簿
- 家屋補充課税台帳
- 償却資産
- 償却資産課税台帳

方に課税されます（都市計画税は、土地・家屋が市街化区域内に所在する場合に課税）。

▼ 税額の算出方法

【固定資産税】
課税標準額×税率（1.4%）

【都市計画税】
課税標準額×税率（0.3%）

※課税標準額は土地、家屋、償却資産の評価額を基に算出

されます。

※市では固定資産の課税内容が分かるように、固定資産税・都市計画税納税通知書に「固定資産（土地・家屋）課税明細書」を添付しています。

▼ 納期

年4回（5・7・9・12月）

固定資産税や都市計画税のしくみなどを説明したパンフレットを、5月11日（金）発送予定の納税通知書に同封します。

▼ 新築住宅の固定資産税の軽減期間終了

平成26年（マンションなどの3階建以上の中高層耐火住宅は平成24年。ただし長期優良住宅を除く）に新築された住宅の固定資産税は、これまで軽減されてきましたが、軽減の期間が平成29年度で終了したため、今年度（平成30年度）から本来の税額に戻ります。なお、これまで軽減されていた税額は、昨年度までの納税通知書の2枚目に記載されています。

〔詳細〕 資産税課 ☎ 381-1404

軽自動車税

毎年4月1日現在、市内で使用されている原動機付自転車、トラクターなどの小型特殊自動車、軽自動車、2輪小型自動車を所有または使用している方に課税されます。普通乗用車と異なり、月割制度はありません。

5月11日(金)に発送する納税通知書は、車検の有無によらず車両1台ごとに発行します。納期限は5月31日(木)です。

▼**口座振替をご利用の方へ**
納付確認の後、口座振替済通知書と車検用納税証明書を送付します(6月中旬予定)。

対象者	対象となる軽自動車
①重度の身体障がいまたは精神障がいがある方 ※以下「身体障がい者など」と表記	左の方が所有し運転するもの
②重度の身体障がい者などと同一生計の方	左の方が所有し、当該身体障がい者などのために運転するもの(当該身体障がい者などが運転する場合を含む)
③重度の身体障がい者などのみの世帯の方	左の方が所有するもので、当該身体障がい者などのために常時介護する方が運転するもの
④右の軽自動車を所有する方	身体障がい者などの利用のための構造を持つもの

5月下旬から6月中旬までに車検の有効期間が満了となる車両をお持ちの方は、満了日の1か月前から車検を受けられますので、平成29年度車検用納税証明書(有効期限は平成30年5月30日(水))にて、早めの車検をお勧めします。5月31日(木)から車検用納税証明書が届くまでの間に、平成30年度車検用納税証明書が必要な方は、市民税課税制係にご連絡ください。

▼**軽自動車税の減免**

左の表に該当する場合には減免制度があります(部位により対象となる障がいの等級が異なります。事前に電話などでご確認ください)。

▼**手続き**

①交付を受けている手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など)、②運転免許証、③印鑑(スタンプタイプの簡易印鑑不可)、④車検証、⑤車の所有者のマイナンバーに関する書類(※マイナンバーカードを取得していない場合は、通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)をお持ちのうえ、5月31日(木)までに市役所10番窓口で手続きしてください。平成30年度納税通知書が届いてから申請される方は、納税前に手続きを。

☎ 381・1012
[詳細] 市民税課税制係

北海道からのお知らせ《自動車税》

[詳細] 北海道石狩振興局納税課 ☎ 281-7910

自動車税の納税通知書は、軽自動車税と異なり、北海道が発送します。

平成30年度の自動車税の納期限は**5月31日(木)**。お近くの金融機関・コンビニエンスストアなどで納期限までに納めましょう。

納入方法など、詳細は自動車税の納税通知書に同封するリーフレットをご覧ください。

行政改革推進委員会の市民委員の募集

行政サービスの向上や行政運営の効率化など、市で行っている行政改革の方向性や推進について意見をいただき、市民委員を募集します。

市民委員は、市が選任した委員(学識経験者や各種団体のメンバーなど)と会議に参加します。



応募資格

- ①市内に在住または通勤、通学している満18歳以上で委員会に参加可能な方
- ②3以上の本市審議会等の委員になっていない方

募集人数 4名以内

任期 平成30年7月～平成32年3月

報酬 1回の出席につき6,500円

応募方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、「市民にとって理想の市役所とは」をテーマに800字程度にまとめた作文を5月31日(木)(当日消印有効)までに政策推進課へ、郵送、ファクス、Eメール、または持参してください。

※応募用紙・募集要項は、市役所2階政策推進課および1階情報公開コーナー、情報図書館、各公民館、豊幌地区センターで配布しているほか、市ホームページでも入手できます。

選考方法 応募用紙の記載内容や委員の年齢構成・男女比などを総合的に勘案して選考します。

[応募・詳細] 政策推進課 ☎ 381-1033 FAX 381-1071
〒067-8674 高砂町6

E-mail: seisaku@city.ebetsu.lg.jp

後期高齢者医療制度 保険料率が変わりました



被保険者の皆さんに納めていただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直します。
 なお、保険料はご本人や世帯主の所得に応じて一人一人異なります。平成30年度の保険料額は、6月11日(月)発送の「保険料額決定通知書」でご確認ください。
 (詳細) 医療助成課高齢者医療係 ☎ 381-1403、北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 290-5601

1. 新しい保険料率

- ・均等割(被保険者すべてが等しく負担)

H28・29年度	396円増	H30・31年度
4万9,809円/年	→	5万205円/年
- ・所得割(被保険者の所得に応じて負担)

H28・29年度	0.08ポイント増	H30・31年度
10.51%	→	10.59%
- ・保険料限度額(保険料の上限額)

H28・29年度	5万円増	H30・31年度
57万円	→	62万円

2. 保険料の計算方法

■年間の保険料計算式



例えば、300万円の所得があった方は、
 $5万205円 + (300万円 - 33万円) \times 0.1059$
 $= 5万205円 + 28万2,753円 = 33万2,958円$ 。
 100円未満を切り捨て、年間保険料は**33万2,900円**です。

均等割額	+	所得割額	=	1年間の保険料(100円未満切り捨て)
(5万205円)		(H29年中の所得 - 33万円) × 10.59%		※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

3. 保険料の軽減

①均等割の軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		H30年度の均等割額/年	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	→	5,020円	約40円増
33万円	8.5割軽減	→	7,530円	約59円増
33万円+ (27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	→	2万5,102円	約198円増
33万円+ (50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	→	4万164円	約317円増

- ・軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ・昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

②被保険者保険の被扶養者だった方への軽減

この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が5割軽減になります。※所得の状況により均等割の軽減割合が9割または8.5割に該当することがあります。

所得割の軽減が見直されました

平成29年度は、一定の所得以下の方は所得割が2割軽減されていましたが、平成30年度からは「軽減なし」へ変更となりました。